様式第1号(第2条関係)

その3

ポスター作成契約届出書

年　　月　　日

　　(宛先)みやき町選挙管理委員会委員長

令和４年２月２０日執行

みやき町議会議員選挙

候補者

　　次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | | 備考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 年  月　日 | (氏名等) | 枚 | 円 |  |
| (住所)  (電話　　　　　　　) |
| 年  月　日 | (氏名等) | 枚 | 円 |  |
| (住所)  (電話　　　　　　　) |

　備考　この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号の3(第5条関係)

ポスター作成証明書

年　　月　　日

令和４年２月２０日執行

みやき町議会議員選挙

候補者

　　次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | (氏名等) |
| (住所) |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 当該選挙におけるポスター掲示場数 | ６５ヶ所 |

　備考

　　1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　　2　ポスター作成業者がみやき町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、みやき町に支払を請求することはできません。

　　4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　　(1)　枚数

　　　　６５枚

　　　(2)　限度額

＝5,303円……1円未満の端数は切上げ

　　　　 5,303円（単価）×65枚＝344,695円

様式第2号(第3条関係)

その3

ポスター作成枚数確認申請書

年　　月　　日

　　(宛先)みやき町選挙管理委員会委員長

令和４年２月２０日執行

みやき町議会議員選挙

候補者

　　次のポスター作成枚数につき、みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

　1　契約年月日　　　　　　　　年　　月　　日

　2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

　　　(氏名等)

　　　(住所)

　3　確認申請枚数　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数　(b) | 枚 | 枚 |
| 枚数計　(a)＋(b) | 枚 | 枚 |
| 備考 |  |  |

　備考

　　1　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

　　2　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者からみやき町選挙管理委員会に提出してください。

　　3　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第5号(第6条関係)

その3

請求書

(ポスターの作成)

年　　月　　日

　　(宛先)みやき町長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |

(氏名等)　　　　　　　　　印

(住所)

　　みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　1　請求金額　　　　　　　　　　　　円

　2　内訳

　　　別紙請求内訳書のとおり

　3　令和４年２月２０日執行　みやき町議会議員選挙

　4　候補者の氏名

　5　金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 預金種別 | 当座預金　　普通預金 | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | | |
| 口座名 |  | | |

　備考

　　1　この請求書は、候補者から受領したポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　　2　候補者が供託物を没収された場合には、みやき町に支払を請求することはできません。

別紙

請求内訳書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 当該選挙におけるポスター掲示場数 | 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価(A) | 枚数(B) | 金額(C)＝(A)×(B) | 単価(D) | 枚数(E) | 金額(F)＝(D)×(E) | 単価(G) | 枚数(H) | 金額(I)＝(G)×(H) |
| 65箇所 | 円 | 枚 | 円 | 5,303円 | 65枚 | 344,695円 | 円 | 枚 | 円 |  |

　備考

　　1　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

　　2　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。

＝5,303円……1円未満の端数は切上げ

　　3　(E)欄には、ポスター掲示場数（65枚）を記載してください。

　　4　(G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

　　5　(H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。